

石岡市告示第 404 号

石岡市文化施設整備事業基礎調査業務委託第 2 回業者選定プロポーザルについて、下記のとおり公告する。

令和 2 年 7 月 17 日

茨城県石岡市長 谷 島 洋 司

記

1 業務概要

- (1) 業 務 名 石岡市文化施設整備事業基礎調査業務委託
- (2) 履行期間 契約締結日の翌日から令和 4 年 3 月 15 日まで
- (3) 業務内容 詳細は「石岡市文化施設整備事業基礎調査業務委託仕様書」のとおり

2 参加資格

本プロポーザルに参加することができる事業者は、以下のすべての要件を満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者及び同条第 2 項の規定による石岡市の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 石岡市建設工事請負業者指名停止等措置要綱（平成 17 年石岡市訓令第 15 号）に規定する指名停止を現に受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申出がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申出がなされている者（再生手続開始決定がなされ 入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 国税等の滞納がないこと。
- (5) 石岡市暴力団排除条例（平成 23 年石岡市条例第 17 号）第 2 条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団員等に該当する者でないこと。
- (6) 公告日までに、元請け又は協力法人等として、官公庁発注の市民会館等の集会施設の新設又は改築、あるいは公共施設の再配置や複合化に関する基本構想・基本計画策定に関する業務について、適正に履行した実績を有すること。
- (7) 本事業を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。
- (8) 個人情報等の機密情報の取り扱いに係る社内規定を整備し、その実質的な運用が行われていること。

3 実施の詳細

「石岡市文化施設整備事業基礎調査業務委託第 2 回公募型プロポーザル実施要領」のとおり

以上